○　輸入加糖調製品売買要領

〔平成30年12月21日付〕
〔30農畜機第5221号〕
最終改正　令和７年３月 28 日付６農畜機第 8547 号

（総則）

第１条　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号。以下「価格調整法」という。）の規定による輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しについては、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成 15 年 10 月２日付け農林水産省指令 15 生産第 4153 号。以下「業務方法書」という。）その他独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（売渡しの対象）

第２条　価格調整法第 18 条の２第１項の規定による機構への売渡しの対象となる輸入加糖調製品は、別表１に掲げるもののうち、別表２に掲げるもののいずれにも該当しないものとする。

（売渡し及び買戻しの申込みに必要な届出）

第３条　輸入加糖調製品につき関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定による輸入の申告（以下「輸入申告」という。）をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る輸入加糖調製品の所有者でない場合にあっては、その所有者。以下「輸入加糖調製品輸入申告者等」という。）は、価格調整法第 18 条の２第１項及び価格調整法第 18 条の５第１項の規定により輸入加糖調製品の売渡しの申込みに併せて買戻しの申込み（以下「売渡し及び買戻しの申込み」という。）を初めてしようとするときは、あらかじめ「売買手続届出書」（別紙第１号様式）を機構に届け出るものとする。なお、届出の内容に変更が生じた場合は、その都度、機構に届け出るものとする。

２　機構は、前項の売買手続届出書に売買用Ｗｅｂサイトを利用する旨の記載があった場合は、売買用Ｗｅｂサイトを利用するときに必要なログインＩＤを「ログインＩＤ通知書」（別紙第２号様式）に記載し、輸入加糖調製品輸入申告者等又はこれに代わって売渡し及び買戻しの申込みを行う者に通知するものとする。

３　機構からログインＩＤの通知を受けた者は、責任を持って当該ログインＩＤ及びパスワードを安全に管理するものとし、機構は当該ログインＩＤ及びパスワードの不正利用に起因する損害に対する責任を負わないものとする。

４　輸入加糖調製品輸入申告者等又はこれに代わって売渡し及び買戻しの申込みを行う者は、その輸入申告に係る輸入加糖調製品の種類及び当該輸入加糖

調製品の商品別に含まれる砂糖の割合に係る資料（成分表、分析証明書、原料規格書又は配合率等のその内容を証する書面）の写しを売渡し及び買戻しの申込みの前に機構に提出して、その確認を受けるものとする。

（売渡し及び買戻しの申込み）

第４条　輸入加糖調製品輸入申告者等は、売渡し及び買戻しの申込みをしようとするときは、当該売渡し及び買戻しの申込みに係る輸入加糖調製品の輸入申告のときについて適用される加糖調製品糖平均輸入価格（価格調整法第 18 条の３第１項に規定する加糖調製品糖平均輸入価格をいう。以下同じ。）の告示が行われた日から輸入申告の前までに、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和 40 年政令第 282 号。以下「価格調整法施行令」という。）第 24 条の３の条件を付した別紙第３号様式の「輸入加糖調製品売渡し及び買戻し申込書」（以下「売渡・買戻申込書」という。）を売買用Ｗｅｂサイトを利用する方法により、作成し、提出するものとする。

２　前項の規定に関わらず、輸入加糖調製品輸入申告者等が売買用Ｗｅｂサイトにより難い場合であって機構が特に認めるときは、当該輸入加糖調製品輸入申告者等は、郵送又は持参のいずれかの方法により売渡・買戻申込書を提出することができる。この場合においては、当該輸入加糖調製品輸入申告者等は、売渡・買戻申込書を２通提出するものとする。

３　第１項の売渡・買戻申込書には、次の各号に掲げる書面及び「売買申込み送り状」（別紙第４号様式）を添付するものとする。ただし、機構が支障がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

（１）当該輸入加糖調製品の関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 59 条第１項の規定による輸入申告書の写し（包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「日英・ＥＰＡ」という。）第二章附属書二－Ａ第三編第Ｂ節第一款に規定する日英特恵輸入証明書の申請による関税法第 73 条第１項に規定する承認を受けようとする場合にあっては、関税法施行令第 63 条の規定による申請書の写しを併せて添付するものとする。）

（２）当該輸入加糖調製品の関税法第 43 条の３第１項（同法第 61 条の４において準用する場合を含む。）の規定による承認書の写し、保税地域（同法第 30 条第１項第２号の規定により税関長が指定した場所を含む。）に搬入されたことを証する書面の写し又は同法第 34 条の２に定められた帳簿の写し等

（３）当該輸入加糖調製品の種類並びにその種類に含まれる商品別（同一商品で含まれる固形分としての砂糖の割合が異なる商品がある場合は、当該割合毎の商品別）の数量及び前条第４項により承認を受けた資料に記載されている商品と同一であることを確認できる書面（仕入書、梱包明細書又は食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 27 条の規定により厚生労働省検疫所が交付する食品等輸入届出書等）の写し

（４）当該輸入加糖調製品の売渡し及び買戻しの申込みを行う者（以下「売渡等申込者」という。）が輸入加糖調製品輸入申告者等でないときにあっては、これらの者の委任関係又は所有権の移転関係を証する書面（当該輸入加糖調製品の輸入申告に際し、税関に提出する売買契約書又は譲渡証明書等）の写し

（５）当該輸入加糖調製品の全部又は一部について、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 19 条第１項の規定によりその関税の軽減又は免除を受けようとする場合にあっては、その旨の申立書及び関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号）第 49 条において準用する同令第７条第１項に規定する書面の写し

（６）当該輸入加糖調製品の全部又は一部について、価格調整法第 18 条の７の規定により機構の買入れ及び売渡しの価格の減額を受けようとする場合にあっては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和 40 年農林省令第 43 号。以下「価格調整法施行規則」という。）第 17 条の５において準用する価格調整法施行規則第８条第２項に規定する申請書及び関税定率法施行令第３条第１項に規定する書面の写し

（７）輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（昭和 62 年大蔵省告示第 94 号）の輸入統計品目表の統計番号（以下「統計品目番号」という。）180620.121、210111.100、210610.219 若しくは 210690.283 について、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日ＥＵ・ＥＰＡ」という。）第二章附属書二－Ａ第三編第Ａ節日本国の表についての注釈（ｎ）若しくは（ｔｔ）の規定又は日英・ＥＰＡ第二章附属書二－Ａ第三編第Ａ節日本国の表についての注釈（ｎ）若しくは（ｔｔ）の規定に基づく関税の譲許の便益を受けようとする場合にあっては、関税法施行令第 61 条第１項第２号に規定する書類（「原産品申告書」及び「原産品申告明細書（添付書類を含む。）」）の写し。ただし、「原産品申告明細書」にあっては関税法第７条第３項に規定する税関の教示を受けた書類（事前教示に関する照会書（原産地照会用）及び事前教示回答書（原産地回答用））の写しに代えることができるものとする。

（８）統計品目番号 180620.112、180632.212 又は 180690.212 について、日ＥＵ・ＥＰＡ第二章附属書二－Ａ第三編第Ａ節日本国の表についての注釈（ｎ）の規定又は日英・ＥＰＡ第二章附属書二－Ａ第三編第Ａ節日本国の表についての注釈（ｎ）の規定に基づく関税の譲許の便益を受けようとする場合にあっては、原産性の基準を満たす産品であることを申告する次の（ア）又は（イ）に掲げる書面

（ア）輸入加糖調製品輸入申告者等又はこれに代わって売渡し及び買戻しの申込みを行う者による自己申告の場合は、「原産品申告書」（別紙第３号－１様式）及び「原産品申告明細書」（別紙第３号－２様式）

（イ）輸出者及び生産者による自己申告の場合は、日ＥＵ・ＥＰＡ第三章附属書三－Ｄ又は日英・ＥＰＡ第三章附属書三－Ｅに規定する申告文及び「原産品申告明細書」（別紙第３号－２様式）

（９）その他機構が必要に応じて求める書面

（担保の提供）

第５条　機構は、前条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受けたときは、遅滞なく、当該申込みをした者に対し、価格調整法第 18 条の５第２項において準用する価格調整法第８条第３項の規定による担保を提供すべき旨を通知するものとする。ただし、あらかじめ担保の提供があった場合は、この限りでない。

２　前項の担保は、当該輸入加糖調製品の売戻しの対価から買入れの対価を控除して得た額（以下「売買差額」という。）に相当する額の金銭、機構が確実と認める保証人の保証、国債、地方債又は機構が指定する社債とし、この場合における担保の価額は、機構の定めるところによるものとする。

３　提供された担保には、利子を付さない。

（申込みに対する承諾等）

第６条　機構は、第４条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受け、かつ、前条第１項の規定による担保の提供があったときは、次の各号に掲げる場合を除き、遅滞なく、買入れの承諾をするものとする。

（１）申込みの手続に瑕疵のある場合

（２）申込みに係る輸入加糖調製品の輸入申告のときについて適用される加糖調製品糖平均輸入価格の適用期間前である場合

２　機構は、前項の買入れの承諾と併せて、当該申込みに係る輸入加糖調製品の価格調整法第 18 条の５第１項の規定による売戻しの承諾をするものとする。

３　前２項の承諾は、「輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し承諾書」（別紙第３号様式。以下「承諾書」という。）を交付して行うものとし、併せて、関税法第 70 条第１項の規定による税関への証明の用に供するため、求めに応じ、その写しの電磁的記録を売渡等申込者又はこれに代わって売渡し及び買戻しの申込みを行う者に送付するものとする。

４　輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しの契約（以下「買入・売戻契約」という。）は、承諾書を交付することにより成立するものとする。

（輸入許可等の確認）

第７条　買入・売戻契約の相手方は、当該契約に係る輸入加糖調製品につき関税法第 67 条の規定による輸入の許可（日英特恵輸入証明書の申請による同法第 73 条第１項に規定する承認がされた場合にあっては当該承認。以下「輸入許可等」という。）がされたときは、当該輸入許可等がされた日から起算して７日以内に当該輸入加糖調製品について輸入許可等がされたことを証する書面（以下「輸入許可書等」という。）の写しを機構に提出するものとする。ただ

し、輸入許可等がされた日から起算して７日を経過する日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもって提出期限とする。

（所有権の移転時期等）

第８条　買入・売戻契約に係る輸入加糖調製品の所有権は、当該輸入加糖調製品につき輸入許可等がされることが確実と見込まれるときに、当該輸入加糖調製品の蔵置場所において、当該契約の相手方から機構に移転し、かつ、移転と同時に当該相手方に再移転するものとする。

２　機構は、当該契約に係る輸入加糖調製品についての危険負担を負わず、かつ、保管料、保険料等を負担しないものとする。

（買入れ及び売戻しの数量）

第９条　買入・売戻契約により機構が買い入れ、かつ、売り戻す輸入加糖調製品の数量は、売渡・買戻申込書に記載された数量（当該数量が第 21 条第１項の規定により変更された場合は、その変更後の数量）によるものとする。

（買入れの価格）

第１０条　買入・売戻契約に係る輸入加糖調製品の買入れの価格は、価格調整法第 18 条の４の規定に基づく別表３により算出される価格とする。

（売戻しの価格）

第１１条　買入・売戻契約に係る輸入加糖調製品の売戻しの価格は、価格調整法第 18 条の６の規定に基づく別表４により算出される価格とする。ただし、当該輸入加糖調製品の全部又は一部が価格調整法第 25 条の２第１項の規定により農林水産大臣が通知した数量を超えることとなるときは、価格調整法第 23 条第１項の規定による告示が行われた日から同条第２項の規定による告示が行われる日までの間における当該超えることとなる数量に係る輸入加糖調製品の売戻しの価格は、価格調整法第 25 条の２第１項の規定により算出される価格とする。

（買入れ及び売戻しの価格の減額）

第１２条　機構は、買入・売戻契約に係る輸入加糖調製品が機構への売渡し前に変質したもので、価格調整法施行規則第 17 条の５において準用する同規則第８条第２項に規定する申請書の提出があった場合には、前２条の規定にかかわらず、買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。

２　前項の規定により機構が減額することができる買入れ及び売戻しの価格の額は、別表５に基づき第 10 条の買入れの価格及び前条の売戻しの価格に、それぞれ、変質による価値の減少に基づき当該輸入加糖調製品の輸入価格（関税の額に相当する金額を除く。）が低下した割合として機構が税関の決定する減額を勘案して決定する割合を乗じて得た額とする。

３　機構は、価格調整法施行規則第 17 条の５において準用する価格調整法施行

規則第８条第２項に規定する申請書を受理した場合、減額がないものとした場合の数量及び価格により売渡し及び買戻しの申込みをさせるものとする。

（対価の支払等）

第１３条　機構は、買入・売戻契約に係る輸入加糖調製品につき当該契約の相手方から第７条の規定により輸入許可書等の写しが提出されたときは、当該輸入加糖調製品の売買差額を機構の指定する金融機関に当該輸入加糖調製品に係る輸入許可等が行われた日から起算して７日以内に納付すべき旨の「納付通知書（個別納付）」（別紙第５号－１様式）を当該契約の相手方に交付するものとする。

２　機構は、当該契約の相手方が、その月（以下「特定月」という。）において輸入許可等を受けようとする輸入加糖調製品に係る売買差額を機構の指定する金融機関に一括納付したい旨を特定月の前月末日までに機構に申請したときは、前項の規定にかかわらず、特定月の末日の翌日から起算して 10 日以内に納付すべき旨の「納付通知書（一括納付）」（別紙第５号－２様式）を当該契約の相手方に交付するものとする。

３　前項に規定する売買差額の一括納付の申請は、「輸入加糖調製品売買差額一括納付申請書」（別紙第６号－１様式）を機構に提出して行うものとし、機構は、「輸入加糖調製品売買差額一括納付承認書」（別紙第６号－２様式）を申請者に交付するものとする。

４　第１項の納付通知書は、当該契約に係る輸入加糖調製品について関税定率法第 19 条第１項の規定によりその関税が軽減され、又は免除されることとなったときは、交付しないものとする。

５　前項の規定が適用された場合における当該輸入加糖調製品について関税定率法第 19 条第４項の規定による関税の徴収が行われることとなった場合には、機構は、遅滞なく、７日以内において適当と認める納期限を定めた納付通知書を交付するものとする。

６　機構は、当該契約に係る輸入加糖調製品につき当該契約の相手方から第７条に規定する期限を超えて輸入許可書等の写しが提出されたときは、当該輸入加糖調製品の売買差額を機構の指定する金融機関に次に掲げる期限までに納付すべき旨の納付通知書を当該契約の相手方に交付するものとする。

（１）第１項の規定による個別納付をする場合は、当該契約に係る輸入加糖調製品の輸入許可等が行われた日（前条の規定により買入れ及び売渡しの価格が減額される場合にあっては、当該輸入加糖調製品に係る輸入許可が行われた日。以下この項において同じ。）から起算して７日を経過する日

（２）第２項の規定による一括納付をする場合は、当該契約に係る輸入加糖調製品の輸入許可等が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して 10 日を経過する日

（３）次条第１項の規定による個別延長をする場合は、当該契約に係る輸入加

糖調製品の輸入許可等が行われた日から起算して３月を経過する日

（４）次条第２項の規定による包括延長をする場合は、当該契約に係る輸入加糖調製品の輸入許可等が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して３月を経過する日

（納期限の延長）

第１４条　機構は、買入・売戻契約の相手方が、当該契約に係る売買差額を納付すべき期限に関し、その延長（以下「個別延長」という。）を受けたい旨を当該契約に係る輸入加糖調製品の売渡しの申込みの際に機構に申請したときは、前条第１項の規定にかかわらず、その納期限を、輸入許可等が行われた日から起算して３月以内に限り延長することができる。

２　機構は、当該契約の相手方が、特定月において輸入許可等を受けようとする輸入加糖調製品に係る売買差額を納付すべき期限に関し、特定月の前月末日までにその延長（以下「包括延長」という。）を受けたい旨を機構に申請したときは、前条第１項の規定にかかわらず、特定月においてその者が輸入許可等を受ける輸入加糖調製品に係る売買差額の納期限を、特定月の末日の翌日から起算して３月以内に限り延長することができる。

３　機構は、輸入加糖調製品に係る売買差額の納期限を第１項の規定により個別延長をした場合にあっては当該輸入加糖調製品に係る輸入許可等が行われた日から３月以内に納付すべき旨の納付通知書（個別納付）を、前項の規定により包括延長をした場合にあっては特定月の末日の翌日から起算して３月以内に納付すべき旨の納付通知書（個別納付）を、それぞれ当該契約の相手方に交付するものとする。

４　前条第１項、第２項、第５項、第６項又は前項の規定による納期の期日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもって当該期限とする。

５　第１項及び第２項に規定する納付期限の延長申請は、「輸入加糖調製品売買差額納付期限延長申請書」（別紙第７号－１様式）を機構に提出して行うものとし、機構は「輸入加糖調製品売買差額納付期限延長承認書」（別紙第７号－２様式）を申請者に交付するものとする。

（金銭担保の売買差額への充当）

第１５条　機構は、買入・売戻契約の相手方から担保として提供された金銭をもって売買差額に充てる旨の申出があった場合には、当該金銭の額に相当する売買差額の納付があったものとする。

２　機構は、納付通知書に指定された納期限までに売買差額の納付がない場合には、担保として提供された金銭をもって当該売買差額に充当するものとする。

３　前項の規定による売買差額への充当があったときは、当該売買差額の納付があったものとする。

４　機構は、第１項及び前項の規定により売買差額に充当したときは、「領収済通知書」（別紙第８号様式）を当該契約の相手方に交付できるものとする。

（売買差額納付後の担保の取扱い）

第１６条　第13条第１項、第２項、第５項、第６項又は第14条第３項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に係る売買差額を納付したときの担保の取扱いについては、指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等担保取扱要領（昭和57年10月１日付け57蚕糖第931号（経））の定めるところによる。

（延納金）

第１７条　機構は、第14条第３項の規定による納付通知書（個別納付）の交付を受けた者が当該納付通知書（個別納付）に係る輸入加糖調製品の輸入許可等が行われた日（第12条の規定により買入れ及び売戻しの価格が減額される場合にあっては、輸入許可が行われた日。以下この条において同じ。）から起算して７日以内に売買差額を納付しないときは、その売買差額に対し当該輸入許可等が行われた日から起算して７日を経過する日の翌日から当該売買差額を納付する日（当該納付する日が当該売買差額の納期限の到来する日以後の日である場合にあっては、当該納期限の到来する日）までの日数に応じ、機構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する延納金を請求するものとする。

（納付の督促）

第１８条　機構は、第13条第１項、第２項、第５項又は第14条第３項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、その納期限から20日以内に、第13条第６項第１号若しくは第２号の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、その納付通知書を交付した日から20日以内に、同項第３号又は第４号の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、その納期限又はその納付通知書を交付した日のいずれか遅い日から20日以内に、督促状によりその納付を督促するものとする。

（延滞金）

第１９条　機構は、第13条第１項、第２項、第５項、第６項又は第14条第３項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、その未納に係る売買差額に対し当該納期限の翌日から当該売買差額を納付する日までの日数に応じ、機構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を請求するものとする。

２　機構は、第15条の規定による担保として提供された金銭をもって売買差額へ充てる旨の申し出があった場合であって、当該契約に係る輸入加糖調製品

につき輸入許可等がされたにもかかわらず、当該契約の相手方が輸入許可書等の写しを第７条に規定する期限までに提出していないことが明らかになったときは、当該契約に係る売買差額に対し当該輸入許可等が行われた日（第 12 条の規定により買入れ及び売渡しの価格が減額される場合にあっては、当該輸入加糖調製品に係る輸入許可が行われた日）から起算して７日を経過する日の翌日から機構が当該金銭担保を売買差額に充当する日までの日数に応じ、機構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を請求するものとする。

（担保の処分）

第２０条　機構は、第 18 条の督促状を発した日から 10 日を経過してもなお当該督促状に係る売買差額の納付がない場合には、提供された担保を処分して未納額に充当し、又は保証人に当該売買差額に係る保証債務を履行させるものとする。

（契約の変更）

第２１条　機構は、買入・売戻契約に係る輸入加糖調製品の全部又は一部について、売渡・買戻申込書の売買数量、統計品目番号、売渡価額、買戻価額若しくは売買差額又は日ＥＵ・ＥＰＡ若しくは日英・ＥＰＡの規定に基づく関税の譲許の便益を受けようとする場合の原産地が、輸入申告又は輸入許可等に基づく売買数量、統計品目番号、売渡価額、買戻価額若しくは売買差額又は原産地と異なると認めるときは、当該契約の相手方の同意を得て、当該契約を変更して一致させるものとする。

２　機構は、当該契約に係る輸入加糖調製品について前項の規定による変更をする場合において、変更をした場合の契約に基づく担保の額が提供済の担保の額を上回るときは、当該上回る額に相当する額の担保の提供を求め、その提供があった後に当該契約の変更を行うものとし、当該担保の額が提供済の担保の額を下回るときは、当該下回る額に相当する担保を返還するものとする。

３　機構は、当該契約に係る輸入加糖調製品について第１項の規定による変更を行う必要があるときは、第 13 条第１項若しくは第２項又は第 14 条第３項の規定による納付通知書の交付を行う前に当該変更を行うものとする。

（修正申告等がなされた場合の契約の変更）

第２１条の２　機構は、買入・売戻契約に係る輸入加糖調製品の全部又は一部について、当該契約の相手方から提供を受けた次に掲げる書面に基づき計算された売買差額が当該契約に係る売買差額と異なると認めるとき又は当該書面に基づき別表１に掲げる売渡しの対象に分類されなくなったと認めるときは、これに応じて、当該契約を変更するものとする。

（１）関税法第７条の 14 の規定による修正申告がなされた場合は、関税法施行令第４条の 16 に規定する税関長に提出した修正申告書及び当該修正申告に係る関税が納付されたことを証する書面の写し

（２）同法第７条の 16 第１項の規定による更正又は同条第２項の規定による決定がなされた場合は、同条第４項に規定する更正通知書又は決定通知書（以下「更正通知書等」という。）の写し

２　機構は、前項の規定による変更後の売買差額が当該契約に係る売買差額を上回るときは、当該上回る額を徴収するものとする。この場合、当該契約に係る納期限（第 15 条の規定による金銭担保を売買差額に充当した場合は、当該契約に係る輸入許可等が行われた日から起算して７日を経過する日。以下この項において同じ。）までに当該上回る額が納付されないときは、当該納期限の翌日から当該上回る額を納付する日までの日数に応じ、第 19 条第１項に規定する機構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を併せて徴収することができる。

３　機構は、第１項の規定による変更後の売買差額が当該契約に係る売買差額を下回るときは、当該下回る額を返還するものとする。この場合、既に徴収された売買差額の返還を求める当該契約の相手方は、「売買差額返還請求書」（別紙第９号様式）を提出するものとする。

４　機構は、前項に規定する当該下回る額の返還に際しては、当該下回る額に対し利息は支払わないものとする。ただし、同項に該当する場合であって、第１項第２号の規定による変更後の売買差額が当該契約に係る売買差額を下回るときは、当該売買差額の納付が行われた日から関税法第７条の 16 第１項の規定による更正又は同条第２項の規定による決定がなされた日までの日数に応じ、当該下回る額に対し機構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する利息を併せて支払うものとする。

５　第 19 条第３項の規定は、前項の利息の計算について準用する。

６　第３項の規定に基づく当該下回る額の返還請求は、当該契約に係る輸入許可がされた日から５年以内に限って行うものとする。

（契約の解除）

第２２条　機構は、買入・売戻契約に係る輸入加糖調製品の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該契約の全部又は一部を解除するものとする。

（１）当該契約に係る加糖調製品糖平均輸入価格の適用期間内に輸入申告がなされなかったとき

（２）当該契約に係る輸入加糖調製品の輸入許可等がなされなかったとき

（３）関税定率法第 19 条第４項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったとき

（４）当該契約に係る輸入加糖調製品について関税定率法第 19 条第４項の規定による亡失若しくは滅却があった場合、同法第 20 条第１項に規定する再輸出若しくは同条第２項に規定する廃棄がされた場合又は関税暫定措置法第 12 条の２に規定する更正の請求の特例が適用された場合であって、天災

その他当該契約の相手方の責めに帰すことのできない事由があったと機構が特に認めたとき

（５）当該契約に係る輸入加糖調製品について日英・ＥＰＡ第二章附属書二－Ａ第三編第Ｂ節第二款５（a）、６（a）又は７（a）から（c）までの規定に基づく関税の譲許の便益の適用を受けたとき

（６）当該契約に係る売渡価額、買戻価額又は売買差額の計算が価格調整法の規定に従っていなかったとき又は当該計算に誤りがあったとき

２　機構は、前項第３号から第５号の規定による当該契約の解除については、次に掲げる書面の提出を受けて行うものとする。

（１）前項第３号の場合にあっては、当該輸入加糖調製品に係る製品の税関による検査（関税定率法施行令第 49 条において準用する同令第９条の規定による検査をいう。）が完了したことを証する書面（同令第 49 条において準用する同令第９条第３項に規定する製品検査書（同令第 50 条の規定により製品検査書の交付を要しないものに該当する場合は製造終了届）の写し）及び関税定率法第19条第１項の規定によりその関税が免除された輸入加糖調製品について当該輸入加糖調製品に係る製品が同項後段の期間内に輸出されたことを証する書面（輸出許可書又は輸出したことを確認し得る書面）の写し

（２）前項第４号の亡失があった場合にあっては、関税定率法施行令第 49 条において準用する同令第 11 条第１項に規定する税関長に提出した届出書の写し

（３）前項第４号の滅却があった場合にあっては、関税定率法施行令第 49 条において準用する同令第 11 条第２項に規定する税関長の承認を受けた申請書の写し

（４）前項第４号の再輸出がされた場合にあっては、関税定率法施行令第 56 条第１項に規定にする申請書及び輸出されたことを証する書面（輸出許可書又は輸出したことを確認し得る書面）の写し

（５）前項第４号の廃棄がされた場合にあっては、関税定率法施行令第 56 条第２項に規定する税関長の承認を受けた申請書の写し

（６）前項第４号の更正の請求の特例が適用された場合にあっては、更正通知書等の写し

（７）前項第５号の場合にあっては、輸入許可書及び日英特恵輸入証明書の写し

３　機構は、当該契約を解除したときは、当該契約の締結に当たり提供を受けた担保又は既に徴収した当該契約に係る売買差額を当該契約の相手方に返還するものとする。この場合、既に徴収された売買差額の返還を求める当該契約の相手方は、「売買差額返還請求書」（別紙第９号様式）を提出するものとする。

４　機構は、第３項に規定する売買差額の返還に際しては、当該売買差額に対し

利息は支払わないものとする。ただし、第１項第６号に該当する場合においては、当該売買差額の納付が行われた日から返還の請求が行われた日までの日数に応じ、当該売買差額に対し機構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する利息を併せて支払うものとする。

５　第 19 条第３項の規定は、前項の利息の計算について準用する。

６　第３項の規定に基づく売買差額の返還請求は、当該契約に係る輸入許可等がされた日から５年以内に限って行うものとする。

７　機構は、第１項第１号の場合において、災害その他やむを得ない理由があったと認められる場合を除き、当該契約の相手方に対し、機構が定める基準により算出される額の違約金を徴収することができるものとする。

（損害賠償）

第２３条　買入・売戻契約の相手方は、その責に帰すべき事由により、当該契約に関し機構に損害を及ぼしたときは、機構の認定した当該損害の額を賠償しなければならないものとする。

（原産性に係る確認）

第２４条　機構は、輸入加糖調製品輸入申告者等その他の関係者から第４条第３項第８号に規定する関税の譲許の便益の適用を受けようとする売渡し及び買戻しの申込みに係る原産性について、その適切な確認をすることができるものとする。

（その他）

第２５条　この要領に定める事項のほか、輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しについて必要な事項は機構が別に定める。

附　則（平成 30 年 12 月 21 日付 30 農畜機第 5221 号）

１　この要領は、平成 30 年 12 月 30 日から施行する。

２　この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前にＴＰＰ１１協定の発効前における輸入加糖調製品の売渡し及び買戻しに係る事前の届出等に関する取扱要領（平成 30 年 10 月 31 日付 30 農畜機第 4246 号。以下「事前届出等取扱要領」という。）第２条第１項及び第２項並びに第７条第１項の規定により提出された「売買手続届出書」及び「輸入加糖調製品の商品別に含まれる砂糖の割合に係る資料の写し」並びに「輸入加糖調製品売買差額一括納付申請書」は、施行日において第３条第１項及び第４項並びに第 13 条第３項の規定により提出された書面とみなす。

３　この要領の施行日前に事前届出等取扱要領第３条第１項の規定により提供された担保は、施行日後において当該担保を提供した者が第５条第１項の規定により提供すべき担保に充てるため提供された担保とみなす。

附　則（平成 31 年１月 31 日付 30 農畜機第 6050 号）

この要領は、平成 31 年２月１日から施行する。

附　則（平成 31 年３月 29 日付 30 農畜機第 7548 号）
この要領は、平成 31 年４月１日から施行する。
附　則（令和元年５月９日付元農畜機第 832 号）
この要領は、令和元年５月１日から施行する。
附　則（令和元年９月 27 日付元農畜機第 3824 号）
この要領は、令和元年９月 27 日から施行する。
附　則（令和２年 10 月１日付２農畜機第 3423 号）
この要領は、令和２年 10 月１日から施行する。
附　則（令和３年１月１日付２農畜機第 5175 号）
この要領は、令和３年１月１日から施行する。
附　則（令和３年４月１日付２農畜機第 7196 号）
この要領は、令和３年４月１日から施行する。
附　則（令和４年１２月６日付４農畜機第 4689 号）
この要領は、令和４年１２月６日から施行する。ただし、別表１の変更は、令和５年１月１日から施行する。
附　則（令和５年３月 27 日付４農畜機第 7128 号）
この要領は、令和５年４月１日から施行する。
附　則（令和７年３月 28 日付６農畜機第 8547 号）
この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表１　売渡しの対象となる輸入加糖調製品

種類	統計品目番号	備考
ココア調製品	1806.10－110	ココア粉（砂糖を加えたもの、しょ糖の含有量が全重量の50％以上のもの）
	1806.20－112	チューインガムその他砂糖菓子（しょ糖の含有量が全重量の50％以上のもの）、形状が塊状、板状、棒状又はペースト状で、重量が２キログラム超えるもの
	1806.20－121	チューインガムその他砂糖菓子以外（しょ糖の含有量が全重量の50％以上のもの）、形状が液状、粉状又は粒状で、重量が２キログラム超えるもの
	1806.32－212	チューインガムその他砂糖菓子（しょ糖の含有量が全重量の50％以上のもの）、形状が塊状、板状又は棒状で、重量が２キログラム以下で、詰物をしてないもの
	1806.90－212	チューインガムその他砂糖菓子（しょ糖の含有量が全重量の50％以上のもの）、形状が液状、ペースト状、粉状又は粒状で、重量が２キログラム以下のもの
粉乳調製品	1901.90－219	乳幼児用の調製品、ベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地以外の用途で、ミルク及びクリーム、バターミルク、ヨーグルト、ケフィア等由来の調製品及び麦芽エキス以外のもの（しょ糖の含有量が全重量の50％以上及びミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30％未満のもの）
	2106.90－284	調製食料品（しょ糖の含有量が全重量の50％以上及び乳糖、乳タンパク又は乳脂肪（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30％未満のもの）を含むもの）、形状が小売容器入り以外のもの
調製した豆	2005.40－191	調製したサヤなしのえんどうで冷凍以外のもの（しょ糖の含有量が乾燥状態において全重量の50％以上のもの）

種類	統計品目番号	備考
	2005.51 - 191	調製したサヤなしのささげ属又はいんげん豆属の豆で冷凍以外のもの（しょ糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%以上のもの）
コーヒー調製品	2101.11 - 110	コーヒーのエキス、エッセンス又は濃縮物（砂糖を加えたもの、しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの）
	2101.12 - 111	コーヒーのエキス、エッセンス又は濃縮物をもととしたもの（砂糖を加えたもの、しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの）
	2101.12 - 246	コーヒーをもととしたもの（しょ糖の含有量が全重量の50%以上及びミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%未満のもの）
その他調製品	2008.99 - 269	調製食料品（しょ糖の含有量が全重量の50%以上で海草その他の藻類（食用に適するもの）を含むのもの）
	2101.20 - 246	茶・マテをもととしたもの（しょ糖の含有量が全重量の50%以上及びミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%未満のもの）
	2106.10 - 219	調製食料品（しょ糖の含有量が全重量の50%以上のタンパク質濃縮物及び繊維状にしたタンパク質系物質）
	2106.90 - 252	調製食料品（しょ糖の含有量が全重量の50%以上のおたねにんじん又はそのエキスを含む飲料のもと）
	2106.90 - 281	調製食料品（しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの）、形状が小売容器入りのもの（容器ともの１個の重量が 500 グラム以下のもの）
	2106.90 - 282	調製食料品（しょ糖含有量が全重量の 85%以上のもの）、形状が小売容器入り以外のもの
	2106.90 - 510	調製食料品（しょ糖含有量が全重量の 50%以上で砂糖を除く各成分のうちソルビトー

種類	統計品目番号	備考
		ルの重量が最大のもの)
	2106.90 - 590	調製食料品（しょ糖含有量 50%以上で砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大以外のもの)

別表２　売渡しを要しない輸入加糖調製品

	適用
1	輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 14 条（無条件免税）の規定により関税が免除されるものである場合
2	輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税定率法第 15 条第１項（特定用途免税）の規定によりその関税が免除される輸入加糖調製品である場合
3	輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税定率法第 16 条第１項（外交官用貨物等の免税）の規定によりその関税が免除される輸入加糖調製品である場合
4	輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税定率法第 19 条の２（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等）第１項の規定によりその関税が免除され輸入加糖調製品である場合
5	輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税定率法付表第１の関税の率の適用を受ける輸入加糖調製品である場合
6	輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税定率法付表第２の関税の率の適用を受ける輸入加糖調製品である場合
7	輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第８条の２第３項の規定によりその関税が無税とされる輸入加糖調製品である場合
8	輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税暫定措置法第８条の６第１項の割当てを受けて輸入される輸入加糖調製品である場合
9	輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税暫定措置法別表第２の関税の率の適用を受ける輸入加糖調製品である場合
10	輸入申告に係る輸入加糖調製品が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 112 号）第６条（関税の免除）（日本国における国際連合の軍隊地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和 29 年法律 149 号）第４条（関税法等の特例）において準用する場合を含む。）の規定によりその関税が免除される輸入加糖調製品である場合
11	輸入申告に係る輸入加糖調製品が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第２章付属書２－Ｄの日本国の関税率表についての一般的注釈４（ｒ）又は（ｄｄｄ）の規定により関税の譲許の便益の適用を受ける輸入加糖調製品である場合

別表３　買入れの価格及び価額

<table>
<tr><th>買入れの価格（円／トン）</th><th>買入れの価額（円）</th></tr>
<tr><td>

（加糖調製品糖平均輸入価格 × 砂糖含有率）※ × 価格調整法施行規則第17条の２の係数）※ ＋ （加糖調製品糖平均輸入価格 × 品質格差率）※ × 砂糖以外の物の割合）※

（注１）計算の過程でトン当り単価の算出は、点線で示した部分※印において円未満の端数を四捨五入する。

（注２）砂糖含有率のパーセントは、第３条第４項により確認された砂糖の割合の値。

（注３）品質格差率とは、次表（価格調整法施行規則第17条の３の表）に掲げる割合とする。

<table>
<tr><th>種類</th><th>品質格差率</th></tr>
<tr><td>ココア調製品</td><td>300／100</td></tr>
<tr><td>粉乳調製品</td><td>290／100</td></tr>
<tr><td>調製した豆</td><td>120／100</td></tr>
<tr><td>コーヒー調製品</td><td>760／100</td></tr>
<tr><td>その他調製品</td><td>70／100</td></tr>
</table>

</td><td>左記の価格×売買数量
（注）円未満は端数を切り捨てるものとする。</td></tr>
</table>

別表４　売戻しの価格及び価額

売戻しの価格（円／トン）	売戻しの価額（円）
買入れの価格＋国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額	左記の価格×売買数量 （注）円未満は端数を切り捨てるものとする。

別表５　買入れ及び売戻しの価格の減額方法

区分	計算式
１　税関で決定した減額率	$\frac{\text{税関で決定した低下後の輸入価額}}{\text{正常な場合の輸入価額}}$ ＝　輸入価額の低下の割合（減額率） （小数点以下第５位まで算出し、小数点以下第５位を四捨五入する）
２　減額後の買入れの価格	買入れの価格×減額率＝減額後の買入れの価格（円未満を四捨五入する）
３　減額後の売戻しの価格	売戻しの価格×減額率＝減額後の売戻しの価格（円未満を四捨五入する）

（注１）税関で決定した低下後の輸入価額は、当該減額申請に係る輸入許可書等記載の申告価格（税関で修正した場合はその金額）とする。

（注２）関税が課される輸入加糖調製品にあっては、正常な場合の輸入価額は、注１の申告価格÷（輸入許可書等記載の関税額（税関で修正した関税額）÷正常な場合の関税額）で小数点以下第５位まで算出し、小数点以下第５位を四捨五入する。

（別紙第１号様式）

売買手続届出書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　殿

住　　所
名　　称
役職・氏名　　印

令和　　年　　月　　日からの貴機構との売渡し及び買戻しの契約の締結並びにそれに伴う一切の事務手続について、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び下記３の対象品目に係る売買要領、指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等担保取扱要領並びに売買用Ｗｅｂサイト利用規約に同意の上、下記のとおり届けます。

なお、貴機構の事務手続の瑕疵以外の事由によって生じた不利益については一切の異議を申し立ていたしません。

記

１　売買申込みに使用する代表者の印鑑

使用印鑑	代表者の印鑑又は委任状で届け出る代理人の印鑑

２　売買用Ｗｅｂサイトの利用の有無

（次のいずれかに✔をし、該当する項目に必要事項を記入してください。）

（１）売買用Ｗｅｂサイトを利用する　　→３を記入してください。

（２）売買用Ｗｅｂサイトを利用しない　→下表及び４を記入してください。

（売買用Ｗｅｂサイトを利用できない理由を記入してください。）	
主に利用する売買申込方法	

３　売買用Ｗｅｂサイトのログイン ＩＤ利用部署名等及び承諾書の送付先

部署１

売渡等申込者用ログインＩＤ	利用部署名		
	対象品目		
	詳細情報	〒・住所	
		電話番号	

上の売渡等申込者の部署が売買事務手続を代行させる者（通関業者等）

売買事務手続代行者用ログインＩＤ	利用会社部署名		
	詳細情報	〒・住所	
		電話番号	

注：売渡等申込者用のログインＩＤは、売買用Ｗｅｂサイトの全てのメニューを利用でき、売買事務手続代行者（通関業者等）用のログインＩＤは、申込みに必要な一部のメニューに限り利用できるものです。

上の売渡等申込者が申込みのみを行う場合の承諾書の送付先

メールによる送付先	会社部署名	
	電話番号	

４　売買用Ｗｅｂサイトを利用しない場合の売買事務担当者及び承諾書の送付先

売買事務担当者（連絡先）

担当部署名			
〒・住所			
電話番号			
担当者氏名		メールアドレス	

注：担当者が複数いる場合、全ての者について記載してください。

承諾書の送付先

メールによる送付先	会社部署名	
	電話番号	

５　添付書類（初回の届出に限る。）

（１）初回の申込みにおいては、別紙１の「売渡し申込みについて」を添付すること。（指定糖並び輸入異性化糖及び輸入混合異性化糖に限る。）

（２）法人内における内部委任を行う場合は、別紙２の「委任状」を添付すること。

（注１）届出の内容に変更が生じた場合は、変更部分に＊印をつけて、機構に書面にて届け出るものとする。ただし、詳細情報欄及び承諾書の送付先の変更に限り、売買用Ｗｅｂサイトを通じて届け出るものとし、書面の提出は省略することができるものとする。

（注２）ログインＩＤを廃止する場合は、機構にその旨を記載したログインＩＤ廃止届出書（任意様式）を提出するものとする。

（記載注意）

１　本届出は、原則として代表者が届け出るものです。ただし、法人内における内部委任に限り別紙２の「委任状」に記載された代理人が届け出ることができます。

２　「３　売買用ＷｅｂサイトのログインＩＤ利用部署名等及び承諾書の送付先」について

①　売渡等申込者の複数の部署で売買用Ｗｅｂサイトをそれぞれ利用する場合、各ＩＤの管理責任の帰属が明確にわかるよう利用する部署ごとに記載してください。

②　売買事務手続代行者（通関業者等）へのログインＩＤの付与を希望する場合、売買事務手続代行者用ログインＩＤ欄に記入してください。ただし、売買事務手続代行者用（通関業者等）にのみログインＩＤを交付することはできません。（国内産異性化糖を除く。）

③　「３　売買用ＷｅｂサイトのログインＩＤ利用部署名等及び承諾書の送付先」の変更については、「１　売買申込みに使用する代表者の印鑑」の押印を省略することができます。

３　「３　売買用ＷｅｂサイトのログインＩＤ利用部署名等及び承諾書の送付先」及び「４　売買用Ｗｅｂサイトを利用しない場合の売買事務担当者及び承諾書の送付先」の各表については、適宜、追加又は抹消してください。

４　「３　売買用ＷｅｂサイトのログインＩＤ利用部署名等及び承諾書の送付先」の対象品目は指定糖・輸入異性化糖等・国内産異性化糖・輸入加糖調製品・指定でん粉等のうち該当するものを全て記載してください。

（別紙１）　「売渡し申込みについて」

	事項	内容等
1	売渡等申込者名称	
2	輸入目的及び用途 （具体的に）	
3	原産国（輸入国）	
4	種類及び名称 （具体的に）	
5	年間輸入予定数量（トン）	
6	主な蔵置場所 （所在地及び倉庫名）	
7	通関する頻度	
8	その他（販売先等）	

（注）内容等が複数ある場合は、全てを記載すること。

（別紙２）

委　　任　　状

令和　年　月　日

委任者
住所
名称
役職・氏名　　印

当社は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び下記２の対象品目に係る売買要領に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構との間で締結する買入れ及び売戻しの契約について、下記１の者を代理人と定め、下記３の事項に関する権限を委任します。

併せて代理人の使用する印鑑をお届けします。

記

１　代理人
住所
名称
役職・氏名

２　対象品目
指定糖・輸入異性化糖等・国内産異性化糖・輸入加糖調製品
・指定でん粉等

３　委任事項
令和　年　月　日からの２の対象品目に係る売渡し及び買戻しの申込み並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額（延納金及び延滞金を含む。）の納付に関する一切の事項

使用印鑑	

注１：委任者の役職・氏名は代表者に限るものとする。
注２：２の対象品目に〇をつけること。

（別紙第２号様式）

ログインＩＤ通知書

番　　号
令和　年　月　日

御中

独立行政法人農畜産業振興機構
特産調整部長

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び下記３の対象品目に係る売買要領に基づく機構への売渡し及び買戻しの契約に係る手続において、売買用Ｗｅｂサイトを利用する場合のログインＩＤを通知します。

記

１．　売渡等申込者

２．ログインＩＤ

ユーザ名	ログインＩＤ

３．　対象品目

４　備考

注：ログインＩＤは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインＩＤ及びパスワードの不正利用に起因する損害に対する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届出により売買事務手続代行者のログインＩＤは許可なく利用を停止する場合があります。

（別紙第３号様式）

輸入加糖調製品売渡し及び買戻し申込書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長　　殿

輸入申告者
氏名（名称）

申込者
住所
名称
役職・氏名

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、下記により輸入加糖調製品を売り渡し、かつ、買い戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び輸入加糖調製品売買要領を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。なお、本承諾書交付後に、承諾書の内容が輸入許可等の内容と異なった場合は、売渡し及び買戻しの契約の変更が必要となることについて了知します。

記

加糖調製品糖 平均輸入価格	平均輸入価格の適用期間	輸入申告をする税関名 （支署又は出張所）	輸入申告年月日	輸入申告番号	保税地域 （コード）	売買差額合計
円	月　日から　月　日まで		令和　　年　　月　　日			円

	種類	統計品目番号	売買数量 （輸入申告数量）	売渡価額		買戻価額		売買差額	関税の課税標準 となるべき価格	原産地	―	適用
				単価	金額	単価	金額					
1			M/T	円	円	円	円	円	円			
2			M/T	円	円	円	円	円	円			
3			M/T	円	円	円	円	円	円			
4			M/T	円	円	円	円	円	円			
5			M/T	円	円	円	円	円	円			

担保区分	□特定担保 □根担保　（担保番号：　　）	納付方法	□担保金充当　□個別納付　□個別納付（延長）　□一括納付

輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し承諾書

申込者

名　　称

役職・氏名　　殿

承諾番号

年　月　日

上記申込書のとおり承諾します。
この承諾書を交付することにより輸入加糖調製品売買要領の定めるところによる買入れ及び売戻しの契約が成立しました。

独立行政法人農畜産業振興機構　理事長　　（印）

（注）電磁的記録で交付する場合、電子署名をもって理事長印に代えるものとする。

輸入加糖調製品売渡し及び買戻し申込書の記載注意

１　「輸入申告者」は、売渡等申込者が輸入申告をする者でない場合のみ記載すること。

２　「種類」は、別表１に掲げる輸入加糖調製品の種類（ココア調製品、粉乳調製品、調製した豆、コーヒー調製品、その他調製品）を記入すること。

４　「統計品目番号」は、別表１に掲げる輸入加糖調製品の統計品目番号を記入すること。

５　「売買数量（輸入申告数量)」の記載は、Ｍ／Ｔ単位とし、小数点（Ｍ／Ｔ）以下第３位までとすること。

６　「売渡価額の単価」は別表３に基づき算出すること。

７　「買戻価額の単価」は別表４に基づき算出すること。

８　「売渡価額の金額」は「売渡価額の単価」に「売買数量（輸入申告数量)」を乗じて得た額で算出し、円未満の端数を切り捨てること。

９　「買戻価額の金額」は「買戻価額の単価」に「売買数量（輸入申告数量)」を乗じて得た額で算出し、円未満の端数を切り捨てること。

10　「関税の課税標準となるべき価格」は、輸入申告書の申告価格（ＣＩＦ）の千円未満を切り捨てた価格を記入すること。なお、従量税が適用される輸入加糖調製品にあっては「―」を記入すること。

11　要領第４条第３項第５号に規定する申立書を添付する条件付き売渡し及び買戻しの申込みの場合は、適用欄に「条件付き」と記載し、納付方法は選択しないものとすること。

12　日ＥＵ・ＥＰＡ又は日英・ＥＰＡの規定に基づく関税の譲許の便益の適用を受けて輸入しようとする統計品目番号 180620.112、180620.121、180632.212、180690.212、210111.110、210610.219 又は 210690.283 のものにあっては、原産地欄に原産地申告明細書に記載した原産地を記載するとともに、適用欄に「ＥＵ」と記載すること。

（別紙第３号－１様式）

原産品申告書
（日ＥＵ・ＥＰＡ）

独立行政法人農畜産業振興機構　理事長　殿

<table>
<tr><td colspan="4">１．輸出者の氏名又は名称及び住所（国名を含む）</td></tr>
<tr><td>No.</td><td>２．産品の概要
品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合）等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。</td><td>３．関税分類番号（６桁、HS 2017）（いずれかにチェックを付すこと。）
□1806.20
□1806.32
□1806.90</td><td>４．適用する原産性の基準（Ａ、Ｂ、Ｃ（Ｃの場合は１））又は適用するその他の原産性の基準（Ｅ）</td></tr>
<tr><td>No.</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>No.</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">５．包括的な期間（同一の産品が２回以上輸送される場合の期間で、「包括的な期間」は、12 か月を超えてはならない。）</td></tr>
<tr><td colspan="4">６．その他の特記事項</td></tr>
</table>

７．以上のとおり、２．に記載する産品は、日ＥＵ・ＥＰＡに基づく欧州連合の原産品であることを申告します。また、本内容について、機構から事後確認を求められた場合は、確認に協力することを同意します。

作成者
作成年月日
作成者の氏名又は名称
作成者の住所又は居所

注１：日ＥＵ・ＥＰＡ第三章附属書三－Ｄ又は日英・ＥＰＡ第三章附属書三－Ｅの規定により「４．適用する原産性の基準」欄のＡは完全生産品（ＷＯ）、Ｂは原産材料のみから生産される産品（ＰＥ）、Ｃは実質的変更基準を満たす産品（ＰＳＲ）、１は関税分類変更基準（ＣＴＣ）、Ｅは許容限度（ＤＭＩ）をいう。

注２：この原産品申告書は、１～７及び作成者欄までの記載項目が記載された任意様式に代えることができる。

注３：「原産地申告明細書」（別紙第３号－２様式）を添付すること。

注４：日英・ＥＰＡに基づく申告を行う場合は、「日ＥＵ・ＥＰＡ」を「日英・ＥＰＡ」に、「欧州連合の原産品」を「英国の原産品」に読み替えるものとする。

（別紙第３号－２様式）

原産品申告明細書
（日ＥＵ・ＥＰＡ）

<table>
<tr><td colspan="2">1．仕入書の番号及び日付</td></tr>
<tr><td>２．原産品申請書における産品の番号</td><td>３．産品の関税分類番号（いずれかにチェックを付すこと。）
□1806.20　□1806.32　□1806.90</td></tr>
<tr><td colspan="2">４．適用する原産性の基準
□Ａ（WO）　□Ｂ（ＰＥ）　□Ｃ（ＰＳＲ（１（ＣＴＣ)))　□Ｅ（ＤＭＩ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">５．上記４.で適用した原産性の基準を満たすこと及び原産地についての説明</td></tr>
<tr><td colspan="2">６．上記５．の説明に係る証拠書類の保有者
□生産者（製造事業者）　□輸出者　□輸入者</td></tr>
<tr><td colspan="2">７．その他の特記事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">８．添付書面
（１）供給者証明
（２）原材料の仕入書又は供給者との契約書
（３）製造証明（原料投入記録と製品の製造記録を包含したもの）</td></tr>
</table>

作成者
作成年月日
作成者の氏名又は名称
作成者の住所又は居所

注１：「４．適用する原産性の基準」欄のＡ(WO)は完全生産品、Ｂ(ＰＥ)は原産材料のみから生産される産品、Ｃ(ＰＳＲ)は実質的変更基準を満たす産品、１（ＣＴＣ）は関税分類変更基準、Ｅ(ＤＭＩ)は僅少の非原産材料又は許容限度をいう。
注２：日英・ＥＰＡに基づく申告を行う場合は、「日ＥＵ・ＥＰＡ」を「日英・ＥＰＡ」に読み替えるものとする。

記載注意：

１.「２.原産品申告書における産品の番号」欄には、原産品申告書の「産品の概要」における産品の欄の番号を記載すること。

２.「４．適用する原産性の基準」欄において、適用する基準にチェックを付すこと。

３.「５．上記４.で適用した原産性の基準を満たすことの説明」欄には、適用する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる、以下のような事実を記載するとともに、原産地は、砂糖の原料作物が生産された国及び当該原料作物を用いて砂糖を製造した国を記載。

- 完全生産品：当該産品が、適用する協定において完全に得られた産品であることを確認できる事実。
- 原産材料のみから完全に生産される産品：すべての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が適用する協定上の原産品であることを確認できる事実。
- 関税分類変更基準：すべての非原産材料の関税率表番号を記載。

【参考様式】別紙第３号－２様式の仮訳版
(ANNEX No.３－２)

Attachment for the Origin Certification Document

(EU-Japan Economic Partnership Agreement)

1. Invoice number(s) and date(s)	
2. Item number(s) of good(s) described in the Origin Certification Document	3. Harmonized System (HS) tariff classification number.(6 digits level) of goods (please tick box) ☐1806.20 ☐1806.32 ☐1806.90
4. Preference criteria(Origin criterion) ☐A(WO) ☐B(PE) ☐C(PSR (1 (CTC))) ☐E(DMI)	
5. Please explain how and where the good(s) has satisfied the preference criteria applied in Box 4. (Summary of the evidence that the good qualifies as an originating good and the declaration of its origin)	
6. Please tick who keeps the records to demonstrate that the good(s) satisfies the preference criteria as described in Box 5 ☐Importer ☐Exporter ☐Producer	
7. Other remarks	
8.Additional documents (1)Supplier declaration (2)Commercial invoice of Raw material or Contract documents signed with supplier (3) Production certification which includes record of raw material input and manufacturing)	

Date :
Name
Address
※ A(WO): Wholly obtained or produced goods, B(PE): Goods produced exclusively from originating materials, C(PSR): Goods satisfying substantial transformation criterion, 1 (CTC) : Change in tariff classification criterion, E(DMI): De Minimis or Tolerance.

※When filing form based on a UK-Japan Comprehensive Economic Partnership Agreement, read ″EU-Japan Economic Partnership Agreement″ as ″ UK-Japan Comprehensive Economic Partnership Agreement″.

（別紙第４号様式）

売買申込み送り状

（□売買用Ｗｅｂサイト　□郵送方式）

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
特産調整部長　殿

（送付者）
名称
部署名
担当者名
電話番号
ファクシミリ番号

（売渡等申込者）
名称
部署名
担当者名
電話番号
ファクシミリ番号

下記について売渡･買戻申込書及び添付書類を別添のとおり本状を含め　　枚送付します。

記

申　込　日	輸入申告日	対象品目	統計品目番号・数量	輸入申告番号
月　　日	月　　日		M/T	

（注）：１　申込み方式にチェックしてください。
２　「名称・部署名・担当者名」には社印又は代表者印は不要です。
３　本送り状の送付者が売渡等申込者と異なる場合は、それぞれ記入してください。
４　統計品目番号ごとに数量を記入してください。
５　税関提出用に承諾書の送付を希望する場合は、次に送付先（あらかじめ機構に届出のあったものに限ります。）を記入してください。

名称・担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

６　売買用Ｗｅｂサイトを利用して売渡・買戻申込書等を提出する場合は、本送り状は省略できます。

（別紙第５号－１様式）

<table>
<tr><td colspan="4">独 立 行 政 法 人 農 畜 産 業 振 興 機 構</td></tr>
<tr><td colspan="4">納 付 通 知 書（個別納付）</td></tr>
<tr><td colspan="4">整理番号及び納入者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">承諾番号</td><td rowspan="3">金　　額</td><td rowspan="3">輸入加糖調製品
調整金</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>令和　年度糖価調整事業収入</td></tr>
<tr><td rowspan="5">右のとおり納付してください。

令和　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長　　印</td></tr>
<tr><td>延納金
延滞金</td><td colspan="2">延納金及び延滞金がある場合は、要領に定められた計算方式により計算して、その額と合わせて納付してください。</td></tr>
<tr><td>納付目的</td><td colspan="2">売買差額の納付</td></tr>
<tr><td>納付期限</td><td colspan="2">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>延納付期限</td><td colspan="2">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="4">（機構記入欄）</td></tr>
</table>

振込手数料は貴社でご負担の程お願い致します。

電磁的記録で発行する場合は、電子署名をもって理事長印に代えるものとします。

（別紙第５号－２様式）

<table>
<tr><td colspan="4">独 立 行 政 法 人 農 畜 産 業 振 興 機 構</td></tr>
<tr><td colspan="4">納 付 通 知 書（一括納付）</td></tr>
<tr><td colspan="4">整理番号及び納入者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和　年度糖価調整事業収入</td><td rowspan="2">金　　額</td><td rowspan="2">輸入加糖調製品
調整金</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">右のとおり納付してください。

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長　　印</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>延滞金</td><td colspan="2">延滞金がある場合は、要領に定められた計算方式により計算して、その額と合わせて納付してください。</td></tr>
<tr><td>納付目的</td><td colspan="2">売買差額の納付</td></tr>
<tr><td>納付期限</td><td colspan="2">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="4">（機構記入欄）</td></tr>
</table>

振込手数料は貴社でご負担の程お願い致します。

電磁的記録で発行する場合は、電子署名をもって理事長印に代えるものとします。

納付金明細

承諾番号	納入金額
合計金額	

（別紙第６号－１様式）

輸入加糖調製品売買差額一括納付申請書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構

理　　事　　長　　殿

住所（又は所在地）

氏名（又は名称）

輸入加糖調製品売買要領第 13 条第３項の規定により、　　年　　月～　　年　　月において輸入許可等を受けようとする買入・売戻契約に係る売買差額を、各月の末日の翌日から起算して 10 日以内に一括納付したく申請します。

（記載注意）　期間の指定は、一年を限度として申請すること。

（別紙第６号－２様式）

輸入加糖調製品売買差額一括納付承認書

番　　号

令和　年　　月　　日

氏名（又は名称）　　殿

独立行政法人農畜産業振興機構

理　　事　　長

令和　年　月　日付けで申請のあった輸入加糖調製品売買差額一括納付については申請のとおり承認します。

（別紙第７号－１様式）

輸入加糖調製品売買差額納付期限延長申請書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理　　事　　長　殿

住所（又は所在地）
氏名（又は名称）

下記のとおり納付期限の延長を申請します。

記

１　個別延長

売買申込年月日	年　　月　　日
売買申込数量	M／T
売買差額	円
輸入申告番号	（　　）
輸入申告予定年月日	年　　月　　日
輸入許可等予定年月日	年　　月　　日
売買差額納付予定期限	年　　月　　日

２　包括延長

輸入許可等予定年月	年　　月
売買差額納付期限	年　　月末日

（注）個別延長の場合は１の事項に、包括延長の場合は２の事項に記入して下さい。

（別紙第７号－２様式）

輸入加糖調製品売買差額納付期限延長承認書

番　　号
令和　年　月　日

氏名（又は名称）　殿

独立行政法人農畜産業振興機構
理　　事　　長

令和　年　月　日付けで申請のあった輸入加糖調製品売買差額納付期限延長については申請のとおり承認します。
※（なお、個別延長の輸入申告番号等は下記の１のとおりです。）

記

１　個別延長

輸入申告番号	
承諾番号	
売買差額納付期限	

２　包括延長

輸入許可等予定年月	年　　月
売買差額納付期限	年　　月末日

※包括延長のみの場合は、記載しない。

（別紙第８号様式）

<table>
<tr><td colspan="4">独 立 行 政 法 人 農 畜 産 業 振 興 機 構</td></tr>
<tr><td colspan="4">領 収 済 通 知 書</td></tr>
<tr><td colspan="4">契約の相手方</td></tr>
<tr><td rowspan="2">承諾番号
令和　年度糖価調整事業収入</td><td rowspan="2">金　　額</td><td rowspan="2">輸入加糖調製品
調整金</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">右のとおり領収したので通知します。

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長　　印</td></tr>
<tr><td>収入決定
年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>充当目的</td><td colspan="2">担保金を輸入加糖調製品売買差額に充当</td></tr>
</table>

電磁的記録で発行する場合は、電子署名をもって理事長印に代えるものとします。

（別紙第９号様式）

売買差額返還請求書

令和　年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理　　事　　長　　殿

住　所（又は所在地）
氏　名（又は名　称）　　印

金 額	円

左記金額の返還を請求いたします。

１　返還請求する理由
２　買入れ及び売戻し承諾書番号
３　売買差額の納付年月日
４　返還を請求する額の計算基礎
５　返還金振込先

金融機関名		預金の種類	
支　店　名		口 座 番 号	
名　義　人			

記

（単位：M/T、円）

No.	承諾番号	納付年月日	返還請求数量 A	売渡単価 B	売渡価額 C＝A×B	買戻単価 D	買戻価額 E＝A×D	返還請求額 E－C
合計								

（注１）返還請求理由を証明する書面を添付して下さい。

（注２）円未満は端数を切り捨てること。